

「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」改訂案のポイント

I 改訂の趣旨

運輸安全マネジメント制度の創設後の事業環境の変化から、多くの事業者において、人材不足・高齢化、車両・施設の老朽化等の問題が顕在化しており、これらから生じる安全上の課題に対しては喫緊の対応が求められている。また、テロ・感染症等新たなリスクと考えられる分野への対応、災害への対応等についても社会的要請が高まっている。これらの課題に対しては、経営トップが認識し、率先して対応を図っていく必要がある。

さらに、10年間の制度運用状況から、事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用には、報告することの重要性を意識し、報告者の自主的な報告を促すことが重要であること、また、内部監査には、親会社、グループ会社、協力会社等の社外の協力による実施や民間の専門機関等のノウハウの活用が有効であること等が判明している。

このような事業環境や社会環境の変化、10年間の制度運用実績から蓄積された知見について、経営トップが強く認識し、PDCAサイクルを用いた対応を行っていくべきことを追加する等の改訂を行う。

II 主な内容

○「改訂にあたって」関係

- ・ 今般の改訂の趣旨と考え方について記載する。
- ※平成22年改訂時の「改訂にあたって」は存置。

○「5.（1）経営トップの責務」関係

- ・ いずれの輸送分野においても、人材不足から生じる高齢化、輸送施設等の老朽化が顕在化していることに加え、自然災害・テロ・感染症等への対応等の問題について社会的要請が高まっている。
- ・ このことを踏まえ、人材不足に起因する高齢化、厳しい経営状況に起因する老朽化した輸送施設等の使用から生じる安全上の課題や社会的要請が高まっている自然災害、テロ、感染症等への対応などの課題に対して的確に対応することが重要であることを認識することを経営トップの責務に追加する。【1）関係】

○「5.（3）安全重点施策」関係

- ・ 事業者が自らの課題に気づいていないことも多いことから、事業者の理解を促進するため、輸送の安全の確保に関する目標は、自らの安全に関する具体的な課題を踏まえて設定することが望ましい旨を追記する。【1）関係】

- ・安全管理体制の更なる改善・向上のためには、単年度の目標に加え、可能な限り中長期の目標を設定するべきである旨を追記する。【(2)①関係】
- ・安全重点施策の作成に際し、多くの事業者が抱えている、社員・職員の高齢化、老朽化した輸送施設等を使用することから生じる安全上の課題について配慮することを留意事項として追記する。【(2)④関係】
- ・公営企業を含め、全ての対象事業者に対応した呼称となるよう「従業員」を「社員・職員」に修正する。【該当箇所多数】
- ・その他字句修正等を行う。

○「5. (4) 安全統括管理者の責務」関係

- ・経営トップへ報告・意見上申すべき事項として、「安全方針の浸透・定着の状況」を追記する。【(2)関係】
- ・改善提案は現業管理部門に限定される必要はないため、「現業管理部門等からの」を削除する。【(2)関係】

○「5. (6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保」関係

- ・安全管理体制の維持・向上のためには、現業実施部門の管理者が果たす役割が重要であることにかんがみ、現業実施部門の管理者について、経営管理部門から現場、現場から経営管理部門への情報伝達の流れを円滑にする役割が期待されている旨を追記する。【(1)④関係】
- ・事業者内部のみにとどまらず、委託先事業者との情報伝達及びコミュニケーションを実現することについて追記する。【(2)関係】
- ・旅客輸送のみならず、貨物輸送においても安全の確保のためには荷主をはじめとする関係者の協力が不可欠であることにかんがみ、「利用者」を「旅客、荷主等」と修正する。【(4)関係】
- ・その他字句修正等を行う。

○「5. (7) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」関係

- ・事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用について、事業者によっては人材不足、教育・訓練不足等の要因により、取組が進捗していない。このような事業者において取組を促進するため、親会社、グループ会社、協力会社、民間の専門機関を活用することも可能である旨を追記する。【(2)関係】
- ・経営管理部門は、現業実施部門からの的確な報告なしでは、経営資源の配分、取組の見直し改善を図ることは困難であるが、隠す事例、改ざんする事例等が散見される。このため、報告することの重要性を強調するとともに、自主的な報告を促すよう配慮することを追記する。【(3)関係】
- ・その他字句修正等を行う。

※事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の具体的手法・留意事項については、「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方～事故の再発防止・予防に向けて」において記載されており、今後、具体的手法の追加等の所要の改訂を行う。

○「5.（8）重大な事故等への対応」関係

・経営トップの責務として、テロ、感染症等への的確な対応が重要であることを認識することを追加したことを踏まえ、「重大事故等」に「テロ」を追加する。【(1)関係】

※感染症については、実際に発生していない段階で対応を想定することが困難であることから、当該個所には明記しない。

○「5.（10）安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等」関係

・経営管理部門から現場への指示を的確に実施するためには、現業管理部門の管理者が果たす役割が重要であることから、現業管理部門の管理者に対する教育・訓練等について追記する。【(4)関係】

・その他字句修正等を行う。

○「5.（11）内部監査」関係

・内部監査の実施においては、親会社、グループ会社、協力会社、民間の専門機関等の社外の協力が有効であるが、これらが活用されている例は未だ少数であるため、具体的な手法の一つとして明記する。【(1)関係】

・現行ガイドラインにおいて、内部監査の手順として整理されている事項について、手順と留意事項に分けて記載する。【(2), (3)関係】

・内部監査には、問題点を指摘することのみならず、優れた取組を見出すことや改善の提案を行うことも含まれることを追記する。【(3)関係】

※ 内部監査の具体的手法・留意事項については、「安全管理体制に係る内部監査の理解を深めるために」において記載されており、今後、具体的手法の追加等の所要の改訂を行う。

○「5.（12）マネジメントレビューと継続的改善」関係

・継続的改善は、日々の輸送活動で発生する課題への対応のみならず、PDCAサイクルを回していく上での課題への対応も含むものであることを明記する。【(2)関係】

・その他字句修正等を行う。

○「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」の 作成

- ・中小規模自動車運送事業者における安全管理体制の構築・改善等の実情を踏まえ、本ガイドラインを基礎に理解しやすさに留意した「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」を付属書として添付する。

○ 取組事例集の取扱い

- ・前回改訂においてガイドラインの付属書とした取組事例集は、ガイドラインの付属書とはせず、適時適切に事例の収集・更新・公表を行う。